



# 金 沢 市 公 報

号外第10号

平成24年(2012年)3月26日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
<b>条 例</b>	
金沢市暴力団排除条例 (総務課)	1
金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例 (市民参画課)	3
金沢学生のまち市民交流館条例 ( " )	7
金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	10
金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職員課)	11
市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	11
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 ( " )	11
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	12
金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (財政課)	13
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税務課)	14
金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	15
金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	19
金沢市図書館条例の一部を改正する条例 (図書館総務課)	19
金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例 (文化財保護課)	20
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (企業立地課)	23
金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	23

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	24
金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例 ( " )	25
金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	26
金沢市介護保険条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	27
金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院事務局)	28
金沢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 ( " )	29
金沢市清掃工場に関する条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	30
金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例 (環境指導課)	30
金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	31
金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例 (道路管理課)	32
金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	33
金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	34
金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課)	35
金沢市生きがい情報作業センター条例を廃止する条例 (長寿福祉課)	35

## 条 例

金沢市暴力団排除条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第2号

## 金沢市暴力団排除条例

## (目的)

第1条 この条例は、本市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

## (基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団排除は、国、県、市及び市民等が相互に連携協力を図りながら、社会全体で推進されなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、国、県、法第32条の2第1項の規定により石川県公安委員会から同項の都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

## (市民等の責務)

第5条 市民は、暴力団排除に自主的かつ相互に連携して取り組むよう努めるとともに、本市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、本市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

## (本市の事務事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の本市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等の本市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が暴力団排除に自主的かつ相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

## (広報及び啓発)

第8条 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団排除の気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する指導、助言等)

第9条 市及び市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第3号

金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 協働によるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進（第7条—第11条）

第3章 ぼい捨て等の防止（第12条—第20条）

第4章 金沢市ぼい捨て等防止重点区域指定審査会（第21条・第22条）

第5章 雑則（第23条）

第6章 罰則（第24条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるぼい捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない快適で美しいまちづくり（以下「ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となってぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを総合的に推進し、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市民又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

- (2) ばい捨て たばこの吸い殻及び空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の容器、チューインガムのかみかす、紙くず、プラスチックくずその他これらに類する物で容易に捨てることができるものを回収容器及び定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 自己が所有し、又は管理する犬及び猫をいう。
- (4) 路上喫煙等 他人の身体及び財産を害するおそれ又は子どもその他の喫煙をしない市民等が他人のたばこの煙を吸わされるおそれのある喫煙で、道路等の公共の場所又は多数利用施設におけるものをいう。
- (5) 喫煙 火の付いたたばこを吸うこと又は持つことをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (6) 道路等の公共の場所 道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所及びこれらに準ずるものとして市長が規則で定める場所（これらを管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した灰皿その他これに類する設備が設けられた場所を除く。）をいう。
- (7) 多数利用施設 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する多数の者が利用する施設をいう。

（基本理念）

第3条 ばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進は、市民一人ひとりが自らの住むまちに愛着を持ち、周囲の人々を思いやる心を育む社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。

- 2 ばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進は、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進を図るために、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、ばい捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等の防止（以下「ばい捨て等の防止」という。）の必要性について、市民等及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、本市が実施するばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、その居住する地域において、ばい捨て等の防止の必要性について、連帯意識の醸成を図るとともに、良好な生活環境の確保に資する自主的な活動に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施するばい捨て等のない快適で美しい

まちづくりの推進を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、ぼい捨て等の防止の必要性について、市民等及び従業員に対する意識の啓発に努めるとともに、良好な生活環境の確保に資する自主的な活動に努めるものとする。

第2章 協働によるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進

(快適で美しいまちづくり推進団体)

第7条 市、市民、事業者、関係団体等は、これらの者が一体となってぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを推進するための団体（以下「推進団体」という。）を組織するものとする。

- 2 推進団体は、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関し、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 市民等及び事業者の意識の高揚を図ること。

(2) 市民等及び事業者の自主的な活動を促進するための施策を企画し、及び実施すること。

(3) その他推進団体が必要があると認める活動

(快適で美しいまちづくり推進月間)

第8条 市は、推進団体のほか、市民等、事業者、関係団体等と協働してぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを推進するため、快適で美しいまちづくり推進月間を定めるものとする。

(援助)

第9条 市長は、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進を図るため必要があると認めるときは、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第10条 市長は、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(国等への要請)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、国、県その他公共団体に対し、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進について協力を要請するものとする。

第3章 ぼい捨て等の防止

(ぼい捨ての禁止)

第12条 市民等は、ぼい捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第13条 市民等は、飼い犬等を連れてある場合に当該飼い犬等がふんをしたときは、当該ふんをみだりに放置してはならない。

(道路等の公共の場所における喫煙の制限)

第14条 市民等は、道路等の公共の場所において、この条例の目的に反して喫煙をしないよう努めなければならない。

(多数利用施設の管理者の措置への協力)

第15条 市民等は、健康増進法第25条の規定に基づき多数利用施設を管理する者が行う措

置に協力するよう努めるものとする。

(ぼい捨て等防止重点区域の指定)

第16条 市長は、特にぼい捨て及び飼い犬等のふんの放置を防止する必要があると認め、かつ、喫煙により特に他人の身体及び財産を害するおそれがあると認める場所をぼい捨て等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域に関係する住民、団体及び行政機関並びに金沢市ぼい捨て等防止重点区域指定審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第2項の規定は前項の重点区域の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）又は指定の解除について、第3項の規定は前項の重点区域の変更又は指定の解除について、それぞれ準用する。

(施策の重点実施)

第17条 市長は、重点区域において、ぼい捨て、飼い犬等のふんの放置及び喫煙を防止するために必要があると認める施策を重点的に実施するものとする。

(重点区域における喫煙の禁止)

第18条 市民等は、重点区域における道路等の公共の場所において、喫煙をしてはならない。

(指導、勧告又は命令)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、原状回復、違反の是正その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告を行うことができる。

(1) 第12条の規定に違反し、重点区域においてぼい捨てをした者

(2) 第13条の規定に違反し、重点区域においてふんを放置した者

(3) 前条の規定に違反し、喫煙をした者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置を執ることを命ずることができる。

(金沢市行政手続条例の適用除外)

第20条 前条第2項の規定による命令については、金沢市行政手続条例（平成8年条例第41号）第3章の規定は、適用しない。

第4章 金沢市ぼい捨て等防止重点区域指定審査会

(金沢市ぼい捨て等防止重点区域指定審査会)

第21条 市長の諮問に応じ、第16条第1項及び第4項に規定する重点区域の指定、変更又は指定の解除（以下「重点区域の指定等」という。）に関し必要な事項を調査審議するため、金沢市ぼい捨て等防止重点区域指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織等)

第22条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、重点区域の指定等に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第6章 罰則

第24条 第19条第2項の規定による命令に違反した者は、10,000円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章及び第6章の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

金沢学生のまち市民交流館条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第4号

#### 金沢学生のまち市民交流館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、まちなかにおける学生と市民との交流の場、まちづくり活動に関する情報交換の場及び学習の場として利用に供することにより、学生とまちとの関係を深めるとともに、自主的なまちづくり活動に対する支援を図り、もって協働による市政の推進に資するため、交流館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢学生のまち市民交流館
- (2) 位置 金沢市片町2丁目5番17号

(学生等との協働による運営)

第3条 金沢学生のまち市民交流館(以下「交流館」という。)は、学生(金沢市における学生のまちの推進に関する条例(平成22年条例第4号)第2条第2号に規定する学生をいう。以下同じ。)、地域住民、本市と協働してまちづくり活動を行っている市民団体、高等教育機関(同条第3号に規定する高等教育機関をいう。以下同じ。)等(以下「学生等」という。)と市との協働による運営を図ることを基本とする。

- 2 学生等及び市は、前項の協働による運営を図るため、金沢学生のまち市民交流館運営会議を組織するものとする。

(事業)

第4条 交流館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学生と市民との交流を促進するための事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 自主的なまちづくり活動を促進するための情報の提供及び相談に関すること。
- (3) 自主的なまちづくり活動に係る人材の育成を図るための研修会、講座等の開催に関すること。
- (4) 学生が金沢固有の歴史、文化等についての理解を深めるための事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 交流館の施設及び設備の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第5条 交流館に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(会議室等の使用の対象者)

第8条 交流館の会議室又は交流ホール（以下「会議室等」という。）を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するもので、会議室等において交流館の設置の目的に適合する活動として規則で定めるものを行うもの（以下「活動団体」という。）とする。

- (1) おおむね5人以上の団体
- (2) 町会その他の地域団体
- (3) 高等教育機関

(特別の使用)

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、活動団体の利用に支障がない限りにおいて、交流館の交流ホールを活動団体以外のものに使用させることができる。

(使用の承認)

第10条 会議室等を使用しようとするものは、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。



(4) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第12条 市長は、第10条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第13条 使用者のうち、交流ホールの使用の承認を受けたものは、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、活動団体が使用する場合は、この限りでない。

2 使用料は、使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第16条 交流館を利用する者は、交流館の建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 会議室等の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第13条関係）

使用時間区分	金 額
午前（午前10時から正午まで）	2,000円
午後（午後1時から午後5時まで）	4,000円
夜間（午後6時から午後10時まで）	4,000円
全日（午前10時から午後10時まで）	10,000円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額で

ある。

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第5号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号を次のように改める。

(4) 経済局

第1条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 農林局

第1条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 福祉局

(8) 保健局

第1条に次の2号を加える。

(11) 土木局

(12) 危機管理監

第2条第1号に次のように加える。

エ 情報化に関する事項

オ 国際化に関する事項

第2条第2号ウを削り、同号エ中「及び国際化」を削り、同号エを同号ウとし、同号オを同号エとし、同条第4号中「産業局」を「経済局」に改め、オ及びカを削り、同条第8号中オ及びカを削り、キをオとし、同号を同条第10号とし、同条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「福祉健康局」を「福祉局」に改め、ウ及びエを削り、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 保健局

ア 保健衛生及び健康増進に関する事項

イ 医療保険に関する事項

第2条第5号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 農林局

ア 農林水産業に関する事項

イ 卸売市場に関する事項

第2条に次の2号を加える。

(11) 土木局

ア 道路及び河川に関する事項

イ 建築物の営繕に関する事項

(12) 危機管理監

ア 危機管理の統括に関する事項

イ 市民の安全安心に関する事項

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第6号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,132人」を「2,133人」に、「424人」を「421人」に、「385人」を「383人」に、「7人」を「5人」に、「3,391人」を「3,385人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第7号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年3月31日まで」を「平成25年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第8号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を加え、「附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「第10条の2第1項に規定する職にある職員で、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受けるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、

第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下この項において「特定管理職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定管理職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定管理職員となった場合にあっては、特定管理職員となった日)以後」に改め、「額)」の次に「からその半額(その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円)を減じた額」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整)
- 2 平成24年4月1日において在職する職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成21年4月1日において職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第5条第5項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して市長が定める職員を除く。)その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 平成25年4月1日において在職する職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成19年4月1日及び平成20年4月1日において職員の給与に関する条例第5条第5項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して市長が定める職員を除く。)その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第9号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「福祉健康局」を「保健局」に改め、同条第2項中「額は」の次に「、従事した日1日につき」を加え、同項第1号中「勤務1月につき7,000円」を「350円」に改め、同項第2号中「従事した日1日につき」を削る。

第5条第1項第1号中「福祉健康局」を「保健局」に改める。

第6条第1項第2号中「福祉健康局」を「保健局」に改め、同条第2項中「額は」の次に「、従事した日1日につき」を加え、同項第1号中「勤務1月につき8,300円」を「410円」に改め、同項第2号中「従事した日1日につき」を削る。

第8条第1項中「福祉健康局」を「保健局」に改める。

第10条第1項第2号中「産業局」を「農林局」に改め、同項第3号中「福祉健康局」を「保健局」に改める。

第13条の2第1項中「産業局又は都市整備局」を「農林局、都市整備局又は土木局」に改める。

第18条第1項第1号中「福祉健康局」を「保健局」に改める。

第19条第1項第2号中「福祉健康局」を「保健局」に改め、同条第2項中「額は」の次に「、従事した日1日につき」を加え、同項第1号中「勤務1月につき7,000円」を「350円」に改め、同項第2号中「従事した日1日につき」を削る。

第20条第1項中「福祉健康局」を「福祉局」に改め、同条第2項中「額は」の次に「、従事した日1日につき」を加え、同項第1号中「従事した日1日につき、」を削り、同項第2号中「勤務1月につき9,800円」を「490円」に、「4,900円」を「240円」に改め、同項第3号中「従事した日1日につき」を削る。

第26条第1項第2号中「福祉健康局」を「福祉局」に改める。

第30条第2項中「6,800円」を「1,100円」に改め、同条第3項を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間における改正後の第30条第2項の規定の適用については、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は、同項中「1,100円」とあるのは「5,370円」とし、同年4月1日から平成26年3月31日までの間は、同項中「1,100円」とあるのは「3,950円」とし、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は、同項中「1,100円」とあるのは「2,520円」とする。
- 3 改正前の第30条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第9号）附則第2項の規定により読み替えられた職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）第30条第2項」とし、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は、同項中「1,140円」とあるのは「850円」とし、同年4月1日から平成26年3月31日までの間は、同項中「1,140円」とあるのは「570円」とし、同年4月1日から平成27年3月31日までの間は、同項中「1,140円」とあるのは「280円」とする。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

**◎金沢市条例第10号**

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表グリーンニューデール基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

**◎金沢市条例第11号**

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第77条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第8条を次のように改める。

第8条 削除

附則第37条第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第50条第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第52条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第28条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第28条の2の規定の適用については、同条中「前条の額」とあるのは「前条の額に500円を加算した額」と、「同条に規定する年額の10分の4に相当する額」とあるのは「同条に規定する年額の10分の4に相当する額に500円を加算した額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第50条の改正規定及び附則に1条を加える改正規定 公布の日
- (2) 附則第8条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日
- (3) 第77条の改正規定、附則第37条第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の金沢市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第38条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第8条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第12号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中第24号の8の項を第24号の10の項とし、第24号の7の項を第24号の9の項とし、第24号の6の項を第24号の8の項とし、第24号の5の項を第24号の7の項とし、第24号の4の項を第24号の6の項とし、第24号の3の項を第24号の5の項とし、第24号の2の項を第24号の4の項とし、第24号の項の次に次のように加える。

(24)の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 63,000円
(24)の3 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	1件につき 33,000円

別表第74号の項を次のように改める。

(74) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用	構造計算の審査を要しない建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 5,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円

する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知に対する審査		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	19,000円	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	34,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	48,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	140,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき	240,000円	
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	460,000円	
	構造計算の審査を要する建築物		床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき	31,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき	46,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	70,000円
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	78,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	100,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	220,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき	360,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	670,000円		



別表第74号の2の項中

当該構造計算の対象となる床面積が1,000平方メートル以内のもの	1件につき 163,000円
----------------------------------	----------------

を

当該構造計算の対象となる床面積が200平方メートル以内のもの	1件につき 123,000円
当該構造計算の対象となる床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 143,000円
当該構造計算の対象となる床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 163,000円

に、

当該構造計算の対象となる床面積が1,000平方メートル以内のもの
----------------------------------

象となる 方メート	1件につき 123,000円
--------------	----------------

を

当該構造計算の対象となる床面積が200平方メートル以内のもの	1件につき
当該構造計算の対象となる床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき
当該構造計算の対象となる床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき

93,000円
113,000円
123,000円

に改め、同表第75号の項中「申請」の次に「又は同法第87条の2において

準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に係る計画の通知」を加え、「9,000円」を「14,000円」に、「5,000円」を「7,000円」に改め、同表第76号の項中「又は」を「若しくは」に改め、「申請」の次に「又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に係る計画の通知」を加え、「8,000円」を「15,000円」に、「4,000円」を「7,000円」に改め、同表第77号の項中「申請」の次に「又は同法第18条第14項の規定に基づく完了の通知」を加え、同表第78号の項中「申請」の次に「又は同法第87条の2において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備に係る完了の通知」を加え、同表第79号の項中「又は」を「若しくは」に改め、「申請」の次に「又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第14項の規定に基づく工作物に係る完了の通知」を加え、同表第79号の2の項中「申請」の次に「又は同法第18条第17項の規定に基づく通知」を加え、同表第80号の項中「又は」を「若しくは」に改め、「申請」の次に「又は同法第18条第22項第1号（同法第87条の2若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認の申請」を加え、同表第118号の項中「準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。」の次に「次号及び第120号において「特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所」という。」を、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同令第1条の3に規定するものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋

付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

を「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

に改め、同表第119号の項及び第120号

の項中「、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」を削り、「屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）」を「特定屋外タンク貯蔵所等以外の屋外タンク貯蔵所」に改め、同表の備考第10項中「申請」の次に「又は計画の通知」を加え、同備考第11項中「申請」の次に「又は計画の通知」を加え、「第13項」を「第15項」に改め、同項第1号中「9,000円」を「14,000円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「7,000円」に改め、同備考中第17項を

第18項とし、第16項を第17項とし、同備考第15項中「申請」の次に「又は通知」を加え、同項を同備考第16項とし、同備考第14項中「申請」の次に「又は完了の通知」を加え、同項を同備考第15項とし、同備考第13項中「申請」の次に「又は完了の通知」を加え、同項を同備考第14項とし、同備考第12項の次に次の1項を加える。

- 13 第74号の2の構造計算の適合性に対する審査を受けた建築物の部分の計画を変更して構造計算の適合性に対する審査を受ける場合の構造計算の対象となる床面積は、当該構造計算の対象となる床面積の10分の1について算定する。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第74号の項の改正規定、同表第75号の項の改正規定、同表第76号の項の改正規定、同表第77号の項の改正規定、同表第78号の項の改正規定、同表第79号の項の改正規定、同表第79号の2の項の改正規定、同表第80号の項の改正規定、同表の備考第10項の改正規定、同備考第11項の改正規定（「第13項」を「第15項」に改める部分を除く。）、同備考第15項の改正規定、同備考第14項の改正規定及び同備考第13項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

---

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第13号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

金沢市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第14号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例

金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

---

金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第15号

金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例

金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 指定文化財（第5条—第19条）

第3章 選定保存技術（第20条—第23条）

第4章 文化財保護審議会（第24条—第27条）

第5章 雑則（第28条）

第6章 罰則（第29条—第31条）

附則

第1章 総則

第4条の次に次の章名を付する。

第2章 指定文化財

第5条第5項中「第14条に規定する」を削る。

第6条第4項中「（昭和25年法律第214号）の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第5項中「第9条」を「第10条第3項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第18条を第28条とし、第17条を第27条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

第16条を第26条とし、第15条を第25条とし、第14条を第24条とし、第13条を第17条とし、同条の次に次の2条、1章及び章名を加える。

（管理又は修理に関する勧告）

第18条 指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の管理が適当でないため当該指定文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

（公表）

第19条 教育委員会は、前条第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会

を与えるとともに、金沢市文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

### 第3章 選定保存技術

(選定等)

第20条 市は、伝統的な技術又は技能で文化財を保存するために欠くことのできないもののうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを金沢市選定保存技術（以下「選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 市は、選定保存技術について前項の選定をしようとするときは、その保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による選定及び前項の規定による認定には、第5条第4項及び第5項並びに第7条第1項及び第3項の規定を準用する。

(解除)

第21条 市は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊な事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 市は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第6条第3項並びに第7条第1項及び第4項の規定を準用する。

4 選定保存技術について、法第147条第1項の規定による選定があったときは、当該選定保存技術の選定は解除されたものとする。

5 選定保存技術について、保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者又は保存団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保存団体の全てが解散したときは、選定保存技術の選定は解除されたものとする。

6 前2項の場合には、第7条第1項の規定を準用する。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者及び保存団体には、第10条の規定を準用する。

(補助)

第23条 市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

### 第4章 文化財保護審議会

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条の見出しを「（現状変更等の制限）」に改め、同条中「無形民俗文化財」を「民俗文化財」に、「の現状を変更しよう」を「に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしよう」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第10条に次の3項を加える。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の承認を与える場合において、その承認の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の承認を受けた者が前項の承認の条件に従わなかったときは、教育委員会は、承認に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は承認を取り消すことができる。

第10条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指定有形民俗文化財の保護)

第13条 指定有形民俗文化財(第5条第1項の規定により指定された有形民俗文化財をいう。以下同じ。)に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(修理の届出)

第14条 指定文化財(無形文化財及び民俗文化財を除く。)を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による承認、第17条の規定による補助金の交付又は第18条第2項の規定による勧告を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第11条 指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

(譲渡の届出)

第9条 指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の所有者は、当該指定文化財を譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があった場合は、同項の譲渡の際に当該指定文化財の保護に関し必要な助言及び指導を行うことができる。

本則に次の1章を加える。

## 第6章 罰則

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 指定有形文化財(第5条第1項の規定により指定された有形文化財をいう。以下同じ。)を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者

(2) 指定記念物(第5条第1項の規定により指定された記念物をいう。以下同じ。)の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者

第30条 第12条の規定に違反して、教育委員会の承認を受けず、若しくはその承認の条件

に従わないで、指定有形文化財若しくは指定記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第16号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（昭和58年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 本市が造成した工業団地（安原異業種工業団地を除く。）内に、道路貨物運送業、倉庫業及び卸売業の用に供する流通業務施設で、市長が別に定めるもの（以下この号において「助成流通業務施設」という。）を新設し、又は増設した者 助成流通業務施設の新設又は増設に要した経費

第3条中「前条第5号」を「前条第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第17号

金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

金沢市老人福祉センター条例（昭和44年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の2及び第3条の3中「センター」の次に「（農園を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（農園の使用期間）

第3条の4 農園の使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの間で、市長が定める

期間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第5条を次のように改める。

(使用の承認)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

第6条の見出し中「承認等」を「承認」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

第7条中「使用により」を「センターの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特にやむを得ない理由があるとき、その全部又は一部を免除することができる。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、特別室を使用する場合は別表第2に定める使用料を、農園を使用する場合は別表第3に定める使用料を徴収する。

2 前項ただし書の場合において、使用者は、同項ただし書に規定する使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があるとき、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

第8条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第8条の2 前条第1項ただし書の場合において、市長は、特に必要があるとき、使用料を減免することができる。

第11条第3号中「及び許可」を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第8条関係）

使 用 料
第5条の使用の承認に係る農園の使用期間につき1区画2,000円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第18号

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

金沢市障害者施策推進協議会条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。



第1条に見出しとして「(設置)」を付し、同条中「第34条第4項」を「第36条第4項」に改める。

第2条に見出しとして「(所掌事務)」を付し、同条中「つかさどる」を「処理する」に改め、同条第2号中「調査審議する」を「調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する」に改める。

第3条に見出しとして「(組織等)」を付し、同条第2項第2号中「福祉」を「自立及び社会参加」に改める。

第4条に見出しとして「(会長)」を付す。

第5条に見出しとして「(会議)」を付し、同条に次の2項を加える。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条に見出しとして「(専門委員)」を付す。

第7条に見出しとして「(関係者の出席)」を付す。

第8条に見出しとして「(委任)」を付す。

#### 附 則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第19号

#### 金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は知的障害のある児童」を「、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」に、「通園の」を「通所の」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 日常生活における基本的な動作の指導
- (2) 知識技能の付与
- (3) 集団生活への適応訓練
- (4) 生活能力の向上のために必要な訓練
- (5) 社会との交流の促進

第4条を次のように改める。

(利用の対象者)

第4条 ひまわり教室を利用することができる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項の児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）及び同条第4項の放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」とい

う。)に係る法第21条の5の5第1項(法第21条の5の13第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定による障害児通所給付費等の支給の決定(以下「障害児通所給付費等支給決定」という。)に係る児童(同項の規定により障害児とみなされる者(以下「特例児童」という。))を含む。以下同じ。)とする。

第6条を次のように改める。

(入所の承認)

第6条 ひまわり教室に入所しようとする児童(特例児童を除く。)の保護者(児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等支給決定を受けた児童(特例児童を除く。)の保護者をいう。)及び特例児童(放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等支給決定を受けた特例児童をいう。)は、市長の承認を受けなければならない。

第11条第1項中「第43条第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を「第21条の5の18第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準」に、「児童デイサービス」を「児童発達支援及び放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第20号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(平成24年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

第6条 平成24年度分の保険料の賦課に限り、被保険者で、平成23年12月31日現在において扶養親族(市町村民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。))並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親に委託された児童でその納税義務者と生計を一にするもの(地方税法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、平成23年の合計所得金額(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が38万円以下である者をいう。)で年齢19歳未満であるものを有するものである場合における第22条第1項及び第2項、第26条の6の4第2項、第26条の10第2項、第29条第1項並びに第31条第1項第1号の規定の適用については、第22条第1項中「の額」とあるのは「の額(被保険者で、平成23年12月31日現在において扶養親族(市町村民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。))並びに児童福祉法(昭

和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親に委託された児童でその納税義務者と生計を一にするもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、平成23年の合計所得金額(同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が38万円以下である者をいう。)で年齢19歳未満であるもの(以下「控除対象者」という。)を有するものである場合には、同日現在において年齢16歳未満の控除対象者(以下「16歳未満控除対象者」という。)の数に21,300円を乗じて得た額及び同日現在において年齢16歳以上19歳未満の控除対象者(以下「16歳以上19歳未満控除対象者」という。)の数に11,100円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。」と、同条第2項、第26条の6の4第2項及び第26条の10第2項中「額)」とあるのは「額(被保険者で、平成23年12月31日現在において控除対象者を有するものである場合には、16歳未満控除対象者の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満控除対象者の数に11,100円を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。))」と、第29条第1項中「所得割額を)」とあるのは「所得割(退職所得に係る所得割を除く。)の額を)」と、第31条第1項第1号中「地方税法(昭和25年法律第226号)」とあるのは「地方税法」とする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第21号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「同条第21項」を「同条第23項」に、「第8条第22項」を「第8条第24項」に改める。

第6条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「22,800円」を「27,264円」に改め、同条第2号中「28,500円」を「30,672円」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 次のいずれかに該当する者 44,304円

ア 令附則第16条第1項に規定する者(同条第3項及び第4項において準用する同条第1項に規定する者を含む。)

イ 令附則第16条第2項に規定する者(同条第3項及び第4項において準用する同条第2項に規定する者を含む。)

第6条第9号中「99,750円」を「136,320円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「85,500円」を「102,240円」に改め、同号イ中「部分を除く。)」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 119,280円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第7号中「71,250円」を「85,200円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「65,550円」を「78,384円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「57,000円」を「68,160円」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「48,450円」を「57,936円」に改め、同号ア中「附則第11条第1項」を「附則第17条第1項」に改め、同号イ中「附則第11条第2項」を「附則第17条第2項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者のうち、前号に掲げる者以外の者 47,712円

第8条第3項中「第6条第4号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」を「第6条第3号イ、第5号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ」に、「第6条第4号若しくは第6号から第8号まで」を「第6条第3号、第5号若しくは第7号から第10号まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条及び第8条の規定は、平成24年度分からの保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第22号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中ツをトとし、ソからチまでをチからテまでとし、セを削り、スをソとし、同ソの次に次のように加える。

タ 耳鼻咽喉科

第3条第2項第1号中シをセとし、カからサまでをクからスマまでとし、オの次に次のように加える。

カ 腎臓内科

キ 内分泌・糖尿病内科

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第23号

金沢市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(資本剰余金)

第5条の2 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(昭和27年法律第292号)」の次に「第32条第3項、」を加え、「第6条」を「第5条の2第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 資本剰余金の積立てについては、金沢市病院事業の設置等に関する条例第5条の2第1項の規定を準用する。

(金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例(昭和62年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(昭和27年法律第292号)」の次に「第32条第3項、」を加え、「第6条」を「第5条の2第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 資本剰余金の積立てについては、金沢市病院事業の設置等に関する条例第5条の2第1項の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市清掃工場に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第24号

金沢市清掃工場に関する条例の一部を改正する条例

金沢市清掃工場に関する条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	位 置
金沢市東部環境エネルギーセンター	金沢市鳴和台357番地
金沢市西部環境エネルギーセンター	金沢市東力町ハ3番地1

附 則

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2号の項中「金沢市東部クリーンセンター又は金沢市西部クリーンセンター」を「金沢市東部環境エネルギーセンター又は金沢市西部環境エネルギーセンター」に改め、同表第3号の項中「金沢市東部クリーンセンター」を「金沢市東部環境エネルギーセンター」に改める。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第25号

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び金沢市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

（金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第1条 金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

（金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正）

第2条 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第31条の2第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名）」を加える。

第31条の4第1項各号列記以外の部分中「第31条の2」を「第31条の2第1項」に改め、同項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第26号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び開発事業」を「並びに開発事業」に改め、「ためのまちづくり」の次に「及び良好な近隣関係の形成」を加える。

第2条に次の2号を加える。

(6) 葬儀場 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。

(7) ペット霊園 犬、猫その他の人に飼養されていた動物(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第1項に規定する獣畜を除く。)の死骸を火葬する火葬炉の設備又は当該死骸を埋葬し、若しくは当該死骸に係る焼骨を納骨するための設備(専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。以下「火葬設備等」という。)を有する施設及び火葬設備等を併せ有する施設をいう。

第14条第1項中「その面積が3,000平方メートル以上の土地又は規則で定める中高層の建築物の建築に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 面積が3,000平方メートル以上の土地に係る開発事業

(2) 規則で定める中高層の建築物の建築に係る開発事業

(3) 畜舎(建築基準法別表第2(に)項第6号に掲げるものをいう。)、葬儀場その他良好な近隣関係の形成に影響を与えるおそれのある施設として規則で定める施設に係る開発事業

(4) ペット霊園の新設、ペット霊園の区域内における新たな火葬設備等の設置又はペット霊園の区域の変更に係る開発事業

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 葬儀場 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。

(6) ペット霊園 犬、猫その他の人に飼養されていた動物(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第1項に規定する獣畜を除く。)の死骸を火葬する火葬炉の設備又は当該死骸を埋葬し、若しくは当該死骸に係る焼骨を納骨するための設備(専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。以下「火葬設備

等」という。)を有する施設及び火葬設備等を併せ有する施設をいう。

第6条第1項中「その面積が1,500平方メートル以上の土地又は規則で定める中高層の建築物の建築に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 面積が1,500平方メートル以上の土地に係る開発事業
- (2) 規則で定める中高層の建築物の建築に係る開発事業
- (3) 畜舎（建築基準法別表第2（に）項第6号に掲げるものをいう。）、葬儀場その他適正な土地利用の確保に影響を与えるおそれのある施設として規則で定める施設に係る開発事業
- (4) ペット霊園の新設、ペット霊園の区域内における新たな火葬設備等の設置又はペット霊園の区域の変更に係る開発事業

附 則

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（以下「新まちづくり推進条例」という。）の規定は、平成24年10月1日以後に着手する新まちづくり推進条例第2条第2号に規定する開発事業について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市における土地利用の適正化に関する条例（以下「新土地利用適正化条例」という。）の規定は、平成24年10月1日以後に着手する新土地利用適正化条例第2条第2号に規定する開発事業について適用する。

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第27号

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例

金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の見出し中「自家用車駐車場」の次に「及び団体バス乗降場」を加え、同条中「自家用車駐車場」という。）の次に「及び団体バス乗降場」を加える。

第1条の4の見出し中「自家用車駐車場」の次に「及び団体バス乗降場」を加え、同条中「自家用車駐車場」の次に「又は団体バス乗降場」を加える。

第2条の次に次の1条を加える。

（団体バス乗降場を利用することができる自動車の種類）

第2条の2 団体バス乗降場を利用することができる自動車の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (2) 前号に掲げるもののほか、道路交通法第3条に規定する自動車のうち、乗車定員が11人以上の大型自動車又は中型自動車

第6条第1項ただし書中「自家用車駐車場」の次に「及び団体バス乗降場」を加える。

第7条の2中「自家用車駐車場」の次に「又は団体バス乗降場」を加える。



第7条の3第2項各号列記以外の部分中「自家用車駐車場」の次に「及び団体バス乗降場」を加え、同項第2号及び第3号中「自家用車駐車場」の次に「又は団体バス乗降場」を加える。

第8条中「自家用車駐車場」の次に「又は団体バス乗降場」を加える。

第11条第1号中「自家用車駐車場」の次に「及び団体バス乗降場」を加える。

別表自家用車駐車場の項の次に次のように加える。

団体バス乗降場	入場1回につき、初めの30分までは無料とし、30分を超え1時間までは1,200円とし、以後1時間までごとに1,200円とする。
---------	---

別表の備考中「自家用車駐車場」の次に「及び団体バス乗降場」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第28号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第14条第3項に規定する条例が制定施行されるまでの間における第6条、第7条第2項、第12条第2項、第15条第2項、第30条第1項、第32条第2項及び第33条の規定の適用については、第6条各号列記以外の部分中「令」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号。以下「改正令」という。）第1条の規定による改正前の令（以下「旧政令」という。）」と、同条第3号ア中「令第6条第4項」とあるのは「旧政令第6条第4項」と、「令第6条第5項第1号」とあるのは「旧政令第6条第5項第1号」と、「住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良令」とあるのは「改正令第5条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「旧改良令」と、同号イ中「令」とあるのは「旧政令」と、同号ウ中「令第6条第5項第3号」とあるのは「旧政令第6条第5項第3号」と、「改良令」とあるのは「旧改良令」と、「令第6条第5項第2号」とあるのは「旧政令第6条第5項第2号」と、第7条第2項中「令」とあるのは「旧政令」と、第12条第2項中「とき」とあるのは「とき、又は公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第103号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる場合（同条第2項に規定する場

合を除く。)に該当するとき」と、第15条第2項中「公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)」とあるのは「公営住宅法施行規則」と、第30条第1項中「改良令」とあるのは「旧改良令」と、第32条第2項中「改良令」とあるのは「旧改良令」と、第33条中「改良令」とあるのは「旧改良令」と、「令第6条第5項第1号」とあるのは「旧政令第6条第5項第1号」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第29号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 処理面積 8,979ヘクタール

(3) 処理人口 426,340人

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(資本剰余金)

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の改正規定 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による石川県知事の事業計画の変更に係る認可があった日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に1条を加える改正規定 平成24年4月1日

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第30号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。第6項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下「新規対象」という。）のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
  - (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
  - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 4 新規対象のうち、第31条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 5 新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2（第3号を除く。）又は第31条の4第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。
- 6 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

金沢市生きがい情報作業センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年3月26日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第31号

金沢市生きがい情報作業センター条例を廃止する条例

金沢市生きがい情報作業センター条例（平成10年条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年(2012年)3月26日 印刷  
平成24年(2012年)3月26日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄